

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 31 日

入札参加資格登録業者 様

契約検査課長

令和 7 年度の入札・契約制度の改正点等について（通知）

このことについて、令和 7 年 4 月 1 日から下記のとおり改正を行うので通知します。
なお、改正後の規則等は、ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

記

1 焼津市競争入札参加資格停止措置要綱運用基準の一部改正

(1) 改正理由

ダンピング対策のため、低入札価格調査を経て契約した工事で粗雑工事(工事成績 59 点以下)が生じた場合の入札参加資格停止期間を通常の工事等より加重することとします。

(2) 改正内容 粗雑工事による指名停止期間

通常工事： 1 か月 ～ 6 か月

↓

低入札工事： 3 か月 ～ 6 か月

(3) 新旧対照表 別添のとおり

(4) 適用期日 令和 7 年 4 月 1 日以降に公告等を行う案件から適用

2 建設工事の発注に係る入札公告等への特記仕様書に関する記載の省略

(1) 改正理由

これまで週休 2 日工事案件などの発注においては、特に注意を要する新たな導入事項として入札公告等に記載の上、当該内容に関する個別の特記仕様書を設計図書として添付していたところですが、既に多くの事項が定着していることや記載事項が煩雑化している状況であることから、今後、業務の効率化・簡素化を図るため、入札公告等を行う際に特記仕様書を添付する事項については、確認的に行う入札公告等への同内容の記載を省略することとします。

(2) 改正内容 別添通知のとおり

(3) 適用期日 令和 7 年 4 月 1 日以降に公告等を行う案件から適用

3 焼津市建設工事執行規則の一部改正

(1) 改正理由

緊急性が高い災害復旧工事等においては、速やかな発注による工事施工が必要であり、通常の工事とは異なり、保証の必要性が乏しいことから、契約の保証を免除することとし

ます。

(2) 適用期日 令和 7 年 4 月 1 日以降に締結する契約から適用

(3) 新旧対照表 別添のとおり

4 焼津市建設工事請負契約約款の一部改正

改正内容等は、3 の建設工事請負執行規則の一部改正と同じです。

5 焼津市建設工事手持ち数取扱要領の一部改正

(1) 改正理由

昨今の物価高騰等を踏まえ、1 人の主任技術者が同時に担当することができる手持ち工事の制限の対象とする基準額を 130 万円以上から 200 万円以上へ引き上げることとします。

(2) 適用期日 令和 7 年 4 月 1 日以降に締結する契約から適用

(3) 新旧対照表 別添のとおり

6 焼津市樹木等管理業務の手持ち業務数取扱要領の一部改正

(1) 改正理由

昨今の物価高騰等を踏まえ、1 人の主任技術者が同時に担当することができる手持ち業務の制限の対象とする基準額を 50 万円以上から 100 万円以上へ引き上げることとします。

(2) 適用期日 令和 7 年 4 月 1 日以降に締結する契約から適用

(3) 新旧対照表 別添のとおり

7 焼津市契約規則の一部改正

(1) 改正理由

昨今の物価高騰等を踏まえ、令和 7 年 4 月 1 日に方自治法施行令別表第 5 が改正され、随意契約によることができる上限額が引き上げられたことに伴い、焼津市契約規則別表の金額を同額に変更することとします。

(2) 適用期日 令和 7 年 4 月 1 日以降に締結する契約から適用

(3) 少額随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）の上限額

契約の種類	金額（変更前）	金額（変更後）
(1) 工事又は製造の請負	<u>130万円</u>	<u>200万円</u>
(2) 財産の買入れ	<u>80万円</u>	<u>150万円</u>
(3) 物件の借入れ	<u>40万円</u>	<u>80万円</u>
(4) 財産の売払い	<u>30万円</u>	<u>50万円</u>
(5) 物件の貸付け	30万円	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>50万円</u>	<u>100万円</u>

担当：契約検査課（契約担当）

電話：054-626-1119

内線：80-4312, 4313

旧	新
第1 略 第2 別表関係 1 略 2 過失による粗雑履行等（別表1第2号及び第3号） 別表1第2号の「過失による粗雑履行等」とは、次のような場合を指すものとする。 (1) 建設工事においては、焼津市建設工事検査規程（平成6年焼津市訓令甲第9号。以下「検査規程」という。）第10条に基づく工事成績の評定の結果、工事成績が劣ると認められた工事（工事成績が59点以下）を施工した場合又は会計検査院等により不良工事として指摘された工事及び事故等によって重大なかしが発見された工事を施工した場合などをいう。 (2) 建設工事以外の契約に係るものにおいては、履行確認等により何らかの欠陥が発見され、それが相手方の不注意によって起こされたものである場合をいう。 (3) 一般発注契約等の過失により粗雑に履行したものにおけるかしが重大であると認められるのは、重大な過失によりほとんど治癒し難い、かしの結果をもたらした場合などを指し、建設工事については原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。 3 ～ 略 12 第3 略	第1 略 第2 別表関係 1 略 2 過失による粗雑履行等（別表1第2号及び第3号） 別表1第2号の「過失による粗雑履行等」とは、次のような場合を指すものとする。 (1) 建設工事においては、焼津市建設工事検査規程（平成6年焼津市訓令甲第9号。以下「検査規程」という。）第10条に基づく工事成績の評定の結果、工事成績が劣ると認められた工事（工事成績が59点以下<u>の工事。以下「粗雑工事」という。</u>）を施工した場合又は会計検査院等により不良工事として指摘された工事及び事故等によって重大なかしが発見された工事を施工した場合などをいう。<u>なお、低入札価格調査を経て契約した工事において、粗雑工事が生じた場合、入札参加資格停止期間を、通常の工事より加重し、3カ月以上とする。</u> (2) 建設工事以外の契約に係るものにおいては、履行確認等により何らかの欠陥が発見され、それが相手方の不注意によって起こされたものである場合をいう。 (3) 一般発注契約等の過失により粗雑に履行したものにおけるかしが重大であると認められるのは、重大な過失によりほとんど治癒し難い、かしの結果をもたらした場合などを指し、建設工事については原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。 3 ～ 略 12 第3 略

附 則
この運用は、令和7年4月1日から施行する。

建設工事入札参加者 各位

契約検査課長

建設工事の発注に係る入札公告等への
特記仕様書に関する記載の省略について（通知）

現在、工事の発注に当たり、週休2日工事など、特に注意を要する新たな導入事項については、入札公告等に記載の上、設計図書として当該内容に関する個別の特記仕様書を添付しているところですが、既に多くの事項が定着していることや記載事項が煩雑化している状況であることから、入札公告等を行う際に特記仕様書を添付する事項については、確認的に行う入札公告等への記載を省略することとしますので、入札公告等に添付された特記仕様書により適用の有無の確認をお願いします。

1 適用期日：令和7年4月1日以降に入札公告等を行うものから適用

2 参考

【入札公告（工事等希望型一般競争入札）の例】

建設リサイクル法関連	
備考	対象 ・法定外の労災保険に付すこと。 ・入札時添付する工事費内訳書については、設計図書添付様式により作成すること。 ・当該工事の成果品は、電子納品の対象とする。対象書類は工事写真とする。 ・本件工事は週休2日工事の対象である。 ・債務負担行為に係る契約の特約 1 各会計年度における支払限度額及び出来高予定額については次のとおりとする。 令和6年度 請負代金の0% 令和7年度 残額 2 前金払は令和6年度には支払わず、令和7年度に支払う。
	(1)当市ホームページに以下のものを掲載しているので、必ず精読しておく

入札公告等の際に個別の特記仕様書等が添付されているため、入札公告等への記載は省略する。

※ この例の場合、入札公告の際には、設計図書として、

「電子納品特記仕様書」等が添付されているので、そこで適用の有無を確認する。

担当：契約検査課

電話：054-626-1119（契約担当）

054-626-2274（検査担当）

焼津市建設工事執行規則 新旧対照表

旧	新
昭和53年 8 月24日規則第14号 第 1 条 ～ 略 第11条 (契約の保証) 第12条 受注者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1 件の請負代金額が300万円未満の<u>建設工事に係る請負契約</u>については、この限りでない。 (1) 契約保証金の納付 (2) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（市長が確実と認めるものに限る。）の保証 (3) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したものに限る。） (4) 公共工事履行保証証券による保証 (5) 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」と総称する。）は、請負代金額の10分の 1 以上の額としなければならない。 3 受注者が第 1 項第 2 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条の 2 第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。 4 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 5 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の 1 に達するまで、市長は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。	昭和53年 8 月24日規則第14号 第 1 条 ～ 略 第11条 (契約の保証) 第12条 受注者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1 件の請負代金額が300万円未満の<u>建設工事及び市長の要請に基づき行う緊急性が高い災害応急対策又は災害復旧に関する工事に係る請負契約</u>については、この限りでない。 (1) 契約保証金の納付 (2) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（市長が確実と認めるものに限る。）の保証 (3) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したものに限る。） (4) 公共工事履行保証証券による保証 (5) 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」と総称する。）は、請負代金額の10分の 1 以上の額としなければならない。 3 受注者が第 1 項第 2 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条の 2 第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。 4 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 5 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の 1 に達するまで、市長は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

6 受注者は、第1項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときにあつては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を市長に提出し、同項第5号に掲げる保証を付したときにあつては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。 7 焼津市契約規則（昭和53年焼津市規則第15号）第10条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を市長が設けた場合において、当該調査基準価格に満たない価格で契約を締結したときは、第2項及び第5項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えるものとする。 8 受注者は、第6項の規定による保証書等の提出又は保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証委託契約又は当該保険契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者が当該措置を講じたときは、当該保証書等の提出又は当該保険証券の寄託があつたものとみなす。	6 受注者は、第1項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときにあつては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を市長に提出し、同項第5号に掲げる保証を付したときにあつては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。 7 焼津市契約規則（昭和53年焼津市規則第15号）第10条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を市長が設けた場合において、当該調査基準価格に満たない価格で契約を締結したときは、第2項及び第5項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えるものとする。 8 受注者は、第6項の規定による保証書等の提出又は保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証委託契約又は当該保険契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者が当該措置を講じたときは、当該保証書等の提出又は当該保険証券の寄託があつたものとみなす。
第13条 ～ 略	第13条 ～ 略
第21条 （主任技術者、現場代理人等）	第21条 （主任技術者、現場代理人等）
第22条 受注者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を主任技術者等通知書（第12号様式）により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 （1） 主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。） （2） 監理技術者（法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。） （3） 専任の主任技術者（法第26条第3項本文の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。） （4） 監理技術者補佐（<u>法第26条第3項ただし書き</u>に規定する者をいう。以下同じ。） （5） 専任の監理技術者（法第26条第5項の規定により選任された専任の者でなければならない監理技術者をいう。以下同じ。）	第22条 受注者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を主任技術者等通知書（第12号様式）により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 （1） 主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。） （2） 監理技術者（法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。） （3） 専任の主任技術者（法第26条第3項本文の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。） （4） 監理技術者補佐（<u>法第26条第3項第2号</u>に規定する<u>監理技術者の行うべき職務を補佐する</u>者をいう。以下同じ。） （5） 専任の監理技術者（法第26条第5項の規定により選任された専任の者でなければならない監理技術者をいう。以下同じ。）
2 受注者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を主任技術者等通知書（第12号様式）により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。	2 受注者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を主任技術者等通知書（第12号様式）により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人 (2) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。） 3 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、第23条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使できるとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 6 市長は、第3項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めたときは、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。 以下 略	(1) 現場代理人 (2) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。） 3 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、第23条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使できるとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 6 市長は、第3項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めたときは、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。 以下 略
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の焼津市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約について適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

焼津市建設工事手持ち数取扱要領 新旧対照表

旧	新
焼津市が発注する建設工事において、建設工事品質の確保及び建設工事現場の安全確保のため、建設業者の請負う建設工事の数についての取扱いを次のとおり定める。 (手持ち工事の制限) 第1条 焼津市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業者が元請けとして受注した当初契約金額 <u>130 万円以上</u> で建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に規定する工事以外の工事について、1 人の主任技術者が担当することができる工期が重なる工事（以下「手持ち工事」という。）の数は、3 件以内とする。 (制限の例外等) 第2条 次の各号に該当する場合は、各号の定めにより取扱うものとする。 (1) 密接な関連のある同一または近接した場所で施工される二つ以上の工事であって、先行して契約締結した工事以外が一者随意契約により締結される工事について、同一の主任技術者が担当する場合は、それぞれの工事を通じて1件とみなすことができるものとする。 (2) 焼津市建設工事請負契約約款第 20 条の規定に基づき中止の手続きが書面により行われている工事は、手持ち工事の数に含めないものとする。 (3) 災害復旧の緊急を要する工事など特に市長が認める工事については、手持ち工事の数に含めないものとする。 (4) 当初契約金額が <u>130 万円未満</u> であって、変更契約により契約金額が <u>130 万円以上</u> となった工事については、手持ち工事の数に含めないものとする。	焼津市が発注する建設工事において、建設工事品質の確保及び建設工事現場の安全確保のため、建設業者の請負う建設工事の数についての取扱いを次のとおり定める。 (手持ち工事の制限) 第1条 焼津市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業者が元請けとして受注した当初契約金額 <u>200 万円以上</u> で建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に規定する工事以外の工事について、1 人の主任技術者が担当することができる工期が重なる工事（以下「手持ち工事」という。）の数は、3 件以内とする。 (制限の例外等) 第2条 次の各号に該当する場合は、各号の定めにより取扱うものとする。 (1) 密接な関連のある同一または近接した場所で施工される二つ以上の工事であって、先行して契約締結した工事以外が一者随意契約により締結される工事について、同一の主任技術者が担当する場合は、それぞれの工事を通じて1件とみなすことができるものとする。 (2) 焼津市建設工事請負契約約款第 20 条の規定に基づき中止の手続きが書面により行われている工事は、手持ち工事の数に含めないものとする。 (3) 災害復旧の緊急を要する工事など特に市長が認める工事については、手持ち工事の数に含めないものとする。 (4) 当初契約金額が <u>200 万円未満</u> であって、変更契約により契約金額が <u>200 万円以上</u> となった工事については、手持ち工事の数に含めないものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

焼津市樹木等管理業務の手持ち業務数取扱要領 新旧対照表

	新
(趣旨) 第1条 この要領は、焼津市が発注する街路樹・緑地・芝生地等の機能維持を目的とする管理業務（以下「樹木等管理業務」という。）の履行にあたり、樹木等管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を適用する業務（以下単に「業務」という。）において、適正な技術者の配置及び地域における業務の担い手の育成を目的とするため、受注希望業者が契約できる業務の数についての取扱を定めるものとする。 (手持ち業務の制限等) 第2条 仕様書第10条第1項第2号で配置を求める主任技術者（以下単に「主任技術者」という。）が業務を担当するにあたり、同時に担当することができる履行期間の重複する業務（以下「手持ち業務」という。）の数は、3件以内とする。 2 前項の規定に関わらず、業務について仕様書第2条第2号に規定する特記仕様書を定め、主任技術者の担当することができる業務を、当該特記仕様書の適用業務に特定する場合がある。 (制限の例外) 第3条 前条第1項に規定する手持ち業務の数の制限において、次の各号に該当する主任技術者が担当する樹木等管理業務は、当該制限の数に含めないものとする。 (1) 災害復旧など緊急又は特殊性があり、特に市長が認めるもの (2) 当初契約金額が <u>50 万円未満</u>の少額なもの	(趣旨) 第1条 この要領は、焼津市が発注する街路樹・緑地・芝生地等の機能維持を目的とする管理業務（以下「樹木等管理業務」という。）の履行にあたり、樹木等管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を適用する業務（以下単に「業務」という。）において、適正な技術者の配置及び地域における業務の担い手の育成を目的とするため、受注希望業者が契約できる業務の数についての取扱を定めるものとする。 (手持ち業務の制限等) 第2条 仕様書第10条第1項第2号で配置を求める主任技術者（以下単に「主任技術者」という。）が業務を担当するにあたり、同時に担当することができる履行期間の重複する業務（以下「手持ち業務」という。）の数は、3件以内とする。 2 前項の規定に関わらず、業務について仕様書第2条第2号に規定する特記仕様書を定め、主任技術者の担当することができる業務を、当該特記仕様書の適用業務に特定する場合がある。 (制限の例外) 第3条 前条第1項に規定する手持ち業務の数の制限において、次の各号に該当する主任技術者が担当する樹木等管理業務は、当該制限の数に含めないものとする。 (1) 災害復旧など緊急又は特殊性があり、特に市長が認めるもの (2) 当初契約金額が <u>100 万円未満</u>の少額なもの <u>(3) 当初契約金額が 100 万円未満であって、変更契約により契約金額が 100 万円以上となった樹木等管理業務については、手持ち業務の数に含めないものとする。</u> (その他) 第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。